

第21回 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2025年10月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木
グランドコンファレンスセンターRoom C

議案

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件
補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

INTLOOP株式会社 証券コード：9556

証券コード9556
2025年10月10日
(電子提供措置の開始日 2025年10月 7日)

株主各位

東京都港区赤坂二丁目4番6号
I N T L O O P 株 式 会 社
代 表 取 締 役 林 博 文

第21回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第21回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.intloop.com/ir>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして頂き、銘柄名（INTLOOP）又は証券コード（9556）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、株主総会招集通知/株主総会資料ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使する事ができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年10月28日（火曜日）午後7時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年10月29日（水曜日） 午前10時00分（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom C
(ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 第21期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第21期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件 |

以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

事前質問受付について

本定時株主総会では、事前に当社に対する株主様のご質問やご意見を頂戴し、ご回答を予定しております。詳細は、以下をご確認ください。

- ・ご質問やご意見のご連絡方法：e-mail
e-mail: ir@intloop.com
- ・事前質問の受付期限 **2025年10月21日（火曜日）**
- ・頂戴したご質問やご意見は、可能な範囲で回答する所存ですが、全てにお答えできない場合も想定されます。予めご了承の程、何卒よろしくお願いいたします。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参頂くとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年10月29日（水曜日） 午前10時

■ 株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入頂きご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。

行使期限 2025年10月28日（火曜日） 午後7時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年10月28日（火曜日） 午後7時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる 議決権行使のご案内

議決権
行使期限

2025年10月28日（火曜日）
午後7時まで

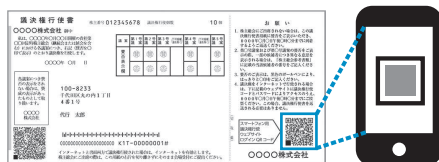
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

❗ ご注意事項

- ※ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ※ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

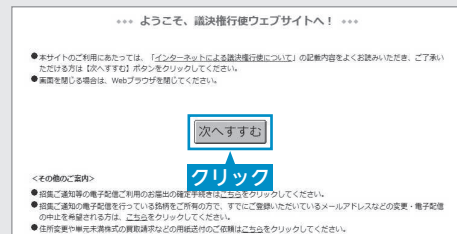
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 受付時間：9：00～21：00

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

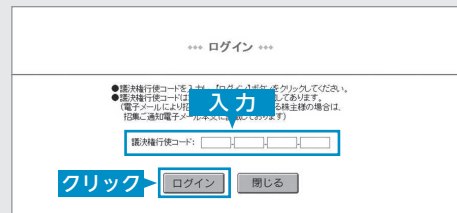
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



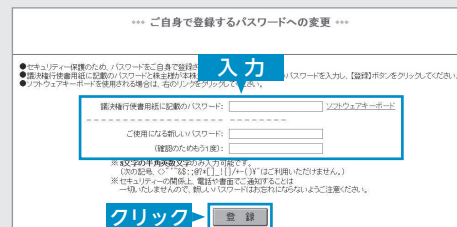
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）2名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

中長期的な観点から取締役会構成の多様性を確保することは当社グループに必要であり、取締役1名を新たに選任することといたしました。詳細につきましては、以下の資料及びスキルマトリックスをご参照ください。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価した上で、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名			現在の当社における地位・担当	取締役会への 出席状況	取締役 在任年数
1	再任	ハヤシ 林	ヒロ フミ 博文	男 性 代表取締役	23回／23回 (100%)	20年
2	再任	ウチ ノ 内野	チカラ 権	男 性 取締役 管理本部長	23回／23回 (100%)	6年
3	新任	ト ベ 戸邊	ミツ オ 光男	男 性 —	—	—



取締役会への出席状況
(2025年度)
23回／23回(100%)

取締役在任年数
20年（本株主総会終結時）
所有する当社株式の数
3,325,000株

候補者 番号 1 ^{ハヤシ} 林 ^{ヒロ フミ} 博文 (1972年7月11日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月 アンダーセンコンサルティング(株)（現アクセンチュア(株)）入社
2000年 3月 カタログシティジャパン(株)入社
2001年 2月 アクセンチュア(株)入社
2005年 2月 当社設立、代表取締役（現任）
2005年 7月 IT BPO(株)（現(株)モンスターラボ）設立、取締役
2018年11月 KSM(株)設立、代表取締役（現任）
2023年10月 ディクスホールディングス(株) 取締役会長（現任）
2024年 1月 INTLOOP Strategy(株) 取締役会長（現任）
2025年 7月 INTLOOP Project Management(株) 取締役会長（現任）
2025年 9月 KOZOCOM(株) 取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたりIT分野及びコンサルティング分野の組織運営等、経営に関する豊富な経験、実績を有しております。また、当社創業以来、当社の代表取締役として経営を担っております。

これらの豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役候補者となりました。



取締役会への出席状況
(2025年度)
23回／23回(100%)

取締役在任年数
6年（本株主総会終結時）
所有する当社株式の数
11,250株

候補者 番号 2 ^{ウチ ノ} 内野 ^{チカラ} 権 (1972年6月1日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月 アンダーセンコンサルティング(株)（現アクセンチュア(株)）入社
2004年 7月 (株)アミューズキャピタル入社
2005年 3月 (株)フィールプラス（現(株)マーベラス）取締役
2005年 6月 (株)キャビア（現(株)マーベラス）取締役
2006年 4月 (株)キャビア（現(株)マーベラス）代表取締役
2006年 4月 (株)AQインタラクティブ（現(株)マーベラス）執行役員
2011年 8月 アクセンチュア(株)入社、パートナー
2017年 3月 当社入社、管理本部長
2019年 1月 当社 取締役管理本部長（現任）
2023年10月 ディクスホールディングス(株) 代表取締役副社長（現任）
2024年 1月 INTLOOP Strategy(株) 代表取締役（現任）
2025年 7月 INTLOOP Project Management(株) 代表取締役（現任）
2025年 9月 KOZOCOM(株) 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたりコンサルティング分野をはじめ、多岐にわたる分野の組織運営等、経営に関する豊富な経験、実績を有しております。

これらの豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役候補者となりました。



候補者
番号 **3** トベ ミツ オ **戸邊 光男** (1967年6月12日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 潮特殊設備(株)入社
 1990年12月 (株)翔建入社、取締役部長
 1997年 4 月 (株)翔建 常務取締役
 1998年 8 月 日本ディスク(株)設立、代表取締役社長（現任）
 2015年 7 月 (株)ITパートナーズ 取締役（現任）
 2019年 2 月 ディクスホールディングス(株)設立、代表取締役社長兼CEO（現任）
 2020年 3 月 (株)エヌステージ 取締役（現任）

取締役会への出席状況
(2025年度)

—

取締役在任年数

—

所有する当社株式の数
300株

取締役候補者とした理由

長年にわたりIT分野の組織運営等、経営に関する豊富な経験、実績を有しております。また、当社連結子会社であるディスクグループの創業以来、代表取締役として経営を担っております。これらの豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 林博文氏は、当社の親会社等に該当いたします。同氏は、同氏の資産管理会社であるK S M株式会社において代表取締役の地位にあります。所有する当社の株式の数には、同氏及びK S M株式会社の合計を記載しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する事になる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補する事としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、2025年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、各候補者の所有する当社株式の数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。
5. 戸邊光男氏の所有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社である株式会社TOBEの株式数を記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	取締役会への 出席状況	取締役 在任年数
1	再任 カワ バタ アキ オ 川 端 章 夫 男 性	取締役（監査等委員）	23回／23回 (100%)	4 年
2	再任 コ ヤマ フミ オ 小 山 史 夫 男 性	取締役（監査等委員）	23回／23回 (100%)	6 年
3	再任 シモ イナ バ コウ ジ 下 稲 葉 耕 治 男 性	取締役（監査等委員）	23回／23回 (100%)	4 年



候補者
番 号 **1** カワ バチ アキ オ
川端 章夫 (1945年3月27日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年 4 月 東京芝浦電気(株) (現株東芝) 入社
2002年 3 月 SMICジャパン(株)顧問
2009年 4 月 ザインエレクトロニクス(株)常勤監査役
2016年 5 月 一般社団法人日本電子デバイス産業協会 監事 (現任)
2016年 9 月 当社監査役
2021年10月 当社取締役 (監査等委員) (現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

事業会社での豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業経営に関する留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っています。そのため同氏には、客観的かつ中立の立場での助言・提言を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としました。

**取締役会への出席状況
(2025年度)**

23回／23回(100%)

**監査等委員会への出席状況
(2025年度)**

12回／12回(100%)

監査等委員である

社外取締役在任年数

4年 (本株主総会終結時)

所有する当社株式の数

5,000株



候補者
番 号 **2** コ ヤマ フミ オ
小山 史夫 (1951年10月2日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月 アーサーアンダーセン公認会計士事務所 (現アクセンチュア(株)) 入所
2004年 7 月 (株)トード・エス・ポッシブレ・ジャパン設立、代表取締役
2017年 4 月 (株)トード・エス・ポッシブレ・ジャパン相談役 (現任)
2019年 1 月 当社取締役
2021年10月 当社取締役 (監査等委員) (現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

コンサルティング会社での決算早期化等のガバナンス改革やグローバル戦略立案等に関わる豊富な経験と幅広い見識に基づき、税務上の留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っています。そのため同氏には、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者としました。

**取締役会への出席状況
(2025年度)**

23回／23回(100%)

**監査等委員会への出席状況
(2025年度)**

12回／12回(100%)

社外取締役在任年数

6年 (本株主総会終結時)

監査等委員である

社外取締役在任年数

4年 (本株主総会終結時)

所有する当社株式の数

1,400株



取締役会への出席状況
(2025年度)
23回／23回(100%)

監査等委員会への出席状況
(2025年度)
12回／12回(100%)

監査等委員である
社外取締役在任年数
4年（本株主総会終結時）
所有する当社株式の数
400株

候補者
番号

3

シモ イナ バ コウ ジ

下稲葉耕治

(1954年1月13日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 (株)住友銀行（現(株)三井住友銀行）入行
2007年6月 (株)日本総合研究所執行役員
2015年6月 同社専務執行役員（企画・管理担当）
2018年11月 (株)CFBジャパン取締役（現任）
2020年10月 当社監査役
2021年10月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2021年10月 学校法人高野山学園理事（現任）
2022年4月 宗教法人高野山真言宗財務委員（現任）
2023年3月 (株)ウィルズ社外監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

IT業界や法務及び会計分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、税務上の留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っています。そのため同氏には、客観的かつ中立の立場での助言・提言を期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 川端章夫氏、小山史夫氏、下稲葉耕治氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、川端章夫氏、小山史夫氏、下稲葉耕治氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 当社は、川端章夫氏、小山史夫氏、下稲葉耕治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 当社は、2025年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、各候補者の所有する当社株式の数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(ご参考) 取締役会の構成（本総会において各候補者が選任された場合）

							
	氏名	林 博文	内野 権	戸邊 光男	川端 章夫	小山 史夫	下稲葉 耕治
属性	独立 社外取締役				●	●	●
スキル	企業経営	●	●	●	●	●	●
	営業・マーケティング	●		●		●	
	コンサルティング	●	●		●	●	●
	海外事業・グローバル	●			●	●	
	財務／会計	●	●	●		●	●
	法務・コンプライアンス		●		●		●
	人事労務・人材開発・HR		●				●
	IT・DX	●	●	●	●	●	●

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く事になる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、この選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

氏 名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況	取締役在任年数
スミ ヨシ エ リ コ 住吉恵理子	女性 管理本部 総務財務部長	—	—

スミ ヨシ エ リ コ
住吉恵理子 (1978年6月17日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 4 月 キャプラン(株)入社（シーアイ繊維サービス(株)配属）
2002年 4 月 シーアイ繊維サービス(株)入社
2006年11月 当社入社
2014年 4 月 当社管理本部 総務財務部長（現任）

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

長年にわたる総務財務部門での経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社入社後は、管理体制の整備やコンプライアンスの強化に尽力して参りました。

これらの経験から、実効性の高い監査ができると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者いたしました。

所有する当社株式の数 4,500株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 住吉恵理子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補する事としております。住吉恵理子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 当社は、2025年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、候補者の所有する当社株式の数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

中期経営計画の達成及び当社グループの企業価値の持続的な向上に対する士気や意欲を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した事業展開を図ることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する税制適格ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

本議案における報酬額の上限、発行される新株予約権の総数その他の本議案に基づく取締役に新株予約権を割り当てる条件は、上記の目的、当社グループの業況、当社の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

II 議案の内容（新株予約権に関する報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額は、会社法第361条第1項に基づき、2021年10月28日開催の定時株主総会において、金銭報酬として年額200百万円以内とすることをご承認頂き、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する税制適格ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して税制適格ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は5名（うち、監査等委員である取締役は3名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されました後は、取締役は6名（うち、監査等委員である取締役は3名）となります。なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の他に、当社従業員に対しても同様の税制適格ストック・オプションを割り当てる予定です。具体的な付与対象者、支給時期及び分配については、取締役会にて決定いたします。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、

600個とします。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は60,000株とします。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とします。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とします。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とします。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要します。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。
- ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできません。
- ④ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- ⑤ その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定します。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができます。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができます。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めます。

事業報告

(2024年 8 月 1 日から
2025年 7 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、緩やかに持ち直しています。企業の設備投資や個人消費は底堅く推移しました。特に民間企業では、人手不足を背景に、生産性向上のためのDX投資や、サプライチェーン強靱化に向けた構造的な投資意欲が根強く、設備投資は拡大基調を維持しています。

このように、内需が景気を下支えすることで、国内経済の景気後退は回避されると見込まれます。しかし、米国関税の影響本格化や為替変動などが、経済に影響を及ぼす可能性もあります。

このような状況下において、企業が抱える課題の解決や新しい価値の創出といったニーズは旺盛であり、当社グループが提供する「プロフェッショナル人材ソリューション&コンサルティング事業」への引き合いも増加しています。これらのニーズに応えるため、当連結会計年度におきましては、積極的に人材投資を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社の業績は、売上高33,551,838千円（前年同期比23.9%増）、営業利益2,186,452千円（同45.1%増）、経常利益2,217,488千円（同44.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,367,699千円（同51.6%増）となりました。

なお、当社グループはプロフェッショナル人材ソリューション&コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当連結会計年度（2025年7月期）決算ポイント

- 売上高33,551百万円(前期比+23.9%)、営業利益2,186百万円（前期比+45.1%）となり、過去最高を更新。
売上高は計画をわずかに下回るが、営業利益は計画を上回って着地
- この成長は中長期経営計画「INTLOOP “VISION2030”」のもと、高収益案件の獲得を優先した結果となる。
具体的には、事業会社（エンタープライズ）向けの戦略コンサルティングや、一部のSler・コンサルティングファーム向け案件を強化した。
これにより、売上総利益率は前期比2.8pt改善
- Q3に実施した営業組織の変革も奏功し、伊藤忠商事グループや大手Slerなど、主要顧客向けセールスが伸長

単位：千円

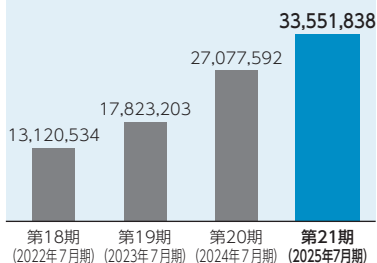
	2024年7月期 実績	2025年7月期 実績	前期比 (金額)	前期比 (増減率)
売上高	27,077,592	33,551,838	6,474,246	+23.9%
経常利益	1,535,418	2,217,488	682,069	+44.4%
親会社株主に帰属する 当期純利益	902,009	1,367,699	465,690	+51.6%
総資産	12,139,303	13,631,193	1,491,889	+12.3%
純資産	5,076,850	6,602,909	1,526,058	+30.1%

業績ハイライト

■ 売上高・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は前期比で大幅に増加

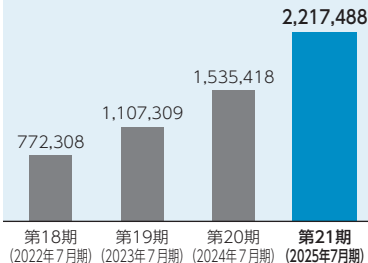
売上高 (千円)

前期比 +6,474,246千円 +23.9% 



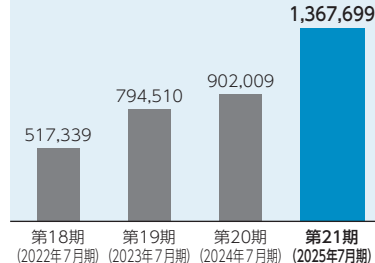
経常利益 (千円)

前期比 +682,069千円 +44.4% 



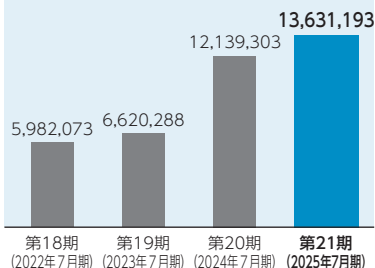
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)

前期比 +465,690千円 +51.6% 



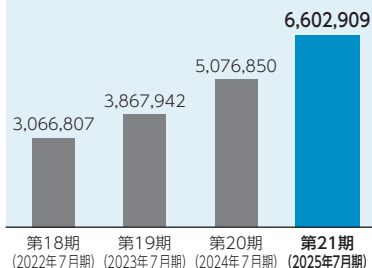
総資産 (千円)

前期比 +1,491,889千円 +12.3% 



純資産 (千円)

前期比 +1,526,058千円 +30.1% 



(注) 前期 (第20期) より連結決算に移行しております。比較のための参考情報として、第18期から第19期は単体実績を表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は860,770千円であります。その主な内訳は、当社の事務所移転に要した設備や基幹システム入替に伴う設備投資であります。これらを除いて、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは、プロフェッショナル人材ソリューション&コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第18期	第19期	第20期	第21期
		2022年7月期	2023年7月期	2024年7月期	(当連結会計年度) 2025年7月期
売 上 高 (千円)		13,120,534	17,823,203	27,077,592	33,551,838
経 常 利 益 (千円)		772,308	1,107,309	1,535,418	2,217,488
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		517,339	794,510	902,009	1,367,699
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		64.01	86.13	97.18	146.49
総 資 産 (千円)		5,982,073	6,620,288	12,139,303	13,631,193
純 資 産 (千円)		3,066,807	3,867,942	5,076,850	6,602,909
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)		333.32	418.19	513.75	657.75

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

当社は2024年7月期より、連結計算書類を作成しております。2023年7月期以前については、参考情報として当社単体の数値を記載しております。

当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、安定した堅実な成長をするために、環境の変化に敏感に対応しながら以下の経営課題に取り組んで参ります。

① 優秀な人材の採用と育成

当社グループのコンサルティングサービスは知識集約型ビジネスであり、コンサルタントのサービスレベルが成長の鍵となります。当社グループは、業界やサービス領域に特化せず、顧客のニーズに応えた実現性のあるサービスの提供ができる点を特徴としています。現状、コンサルティング業界においては優秀な人材の争奪が激化しております。当社グループは、既存のコンサルティングサービスのみならず、DX支援とともに、人材ソリューション、教育事業、メディア事業などの新規事業を積極的に行う事業会社としての魅力を伝えることにより、新卒採用も含めた積極的な採用を継続的に進めて参ります。

② 登録プロフェッショナル人材の確保

当社グループのプロフェッショナル人材ソリューションサービスの事業拡大においては、プロフェッショナル人材としてのフリーランス人材の確保が重要です。

Webマーケティングのみならず様々な広告等を取り入れ、コンサルタントのみならずあらゆる領域のフリーランス人材の集客を行うとともに、フリーランス人材の福利厚生サービス紹介などの施策を継続的に実施しています。

また、当社グループ社員のキャリアカウンセリングの能力を高めることによって、転職支援も含めた多様性のあるキャリア支援を実施し、登録者と当社グループ社員との信頼関係を築いております。

③ 情報管理体制の強化

当社グループは、プロフェッショナル人材の方々の氏名、生年月日、性別、住所、経歴等の個人情報を取り扱っています。当社グループはその個人情報保護の重要性について認識した上で、情報管理体制を継続的に強化していく事が重要だと考えております。現在も個人情報保護法を遵守するとともに、「プライバシーマーク」認証の取得、個人情報保護規程に則ったルールを整備等、情報の保護及び適切な管理に努めておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行って参ります。

④ 認知度の向上

今後も高い成長性を維持していくために、当社グループでは費用対効果を見極めながら、当社の広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んで参ります。

⑤ 新規事業の展開

「企業も人間も周りの支えがなければ存在しえない」という企業理念を実現するため、既存事業はもとより、新規事業にも積極的な投資を行って参ります。

直近では、AI等の新規分野への投資等、事業領域を拡大させることで、新規顧客の獲得とともに営業利益及び営業利益率の向上を図って参ります。

(6) 主要な事業内容

事業戦略・業務改革コンサルティング、ITコンサルティング、プロジェクトマネジメント支援、フリーコンサルタント・エンジニア派遣・人材紹介、新規事業開発・営業推進支援

(7) 主要な営業所及び支店（2025年7月31日現在）

①当社

名 称	所在地
本社	東京都港区赤坂二丁目4番6号

②主要な子会社

名 称	所在地
ディクスホールディングス株式会社	東京都港区港南一丁目7番18号
日本ディクス株式会社	東京都港区港南一丁目7番18号
株式会社 i T パートナース	東京都港区港南一丁目7番18号
株式会社エヌステージ	東京都港区港南一丁目7番18号
株式会社ヴィータ	東京都港区港南一丁目7番18号
KOZOCOM株式会社	東京都世田谷区深沢四丁目9番1号
KOZOCOM VIETNAM CO.,LTD.	14F, SHB Da Nang Building, 06 Nguyen Van Linh St, Nam Duong Ward, Hai Chau District, Danang City, Viet Nam

(8) 重要な子会社の状況（2025年7月31日現在）

名 称	主要な事業内容	資本金	出資比率
ディクスホールディングス株式会社	グループ全体を管理・統括する持株会社	99,000千円	58.3%
日本ディクス株式会社	システム開発、ネットワーク構築、インフラ導入	70,000千円	－% (100.0%)
株式会社 i T パートナース	IT人材サービス	20,000千円	－% (100.0%)
株式会社エヌステージ	人材育成	42,654千円	－% (100.0%)
株式会社ヴィータ	アパレル販売	15,000千円	－% (100.0%)
KOZOCOM株式会社	システム開発	10,000千円	100%
KOZOCOM VIETNAM CO.,LTD.	システム開発	998,871千ドン	－% (100.0%)

(注)日本ディクス株式会社、株式会社 i T パートナース、株式会社エヌステージ、株式会社ヴィータは、ディクスホールディングス株式会社の100%子会社であります。また、KOZOCOM VIETNAM CO.,LTD.は、KOZOCOM株式会社の100%子会社であります。「出資比率」欄の（ ）内は内数で間接所有割合であります。

(9) 従業員の状況（2025年7月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,374名	215名増

(10) 主要な借入先の状況（2025年7月31日現在）

借入先		借入額
(株)みずほ銀行	(千円)	808,500
(株)商工組合中央金庫	(千円)	265,250
(株)三菱UFJ銀行	(千円)	244,474
(株)横浜銀行	(千円)	218,755

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,681,970株 |
| (3) 株主数 | 1,341名 |
| (4) 大株主（10名） | |

株 主 名	持株数	持株比率
林 博文	2,325,000株	49.66%
K S M株式会社	1,000,000株	21.36%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	137,100株	2.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	115,200株	2.46%
MSIP CLIENT SECURITIES	98,300株	2.10%
ベル投資事業有限責任組合 1 無限責任組合員ベル有限責任事業組合	77,500株	1.66%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	50,500株	1.08%
MORGAN STANLEY & CO.LLC	49,500株	1.06%
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	47,300株	1.01%
伊藤忠商事株式会社	46,600株	1.00%

(注) 持株比率は、自己株式67株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割することを決議し、併せて発行可能株式総数について当社定款を変更しました。これにより、発行可能株式総数は32,000,000株、発行済株式の総数は9,363,940株となっております。

上記の発行可能株式総数及び発行済株式数については、当該株式分割前を記載しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
2021年1月25日開催の取締役会の決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額
払込を要しない。

② 新株予約権の行使価額
1個につき367円

③ 新株予約権の行使条件

- ・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ・新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ・新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権の行使期間 2023年1月26日から2031年1月25日まで

⑤ 当社役員の保有状況

氏 名	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	375個	普通株式 3,750株	1名

⑥ その他

当社は、2025年9月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、目的となる株式の数が3,750株増加しておりますが、上記の事項は当該株式分割前の株式数を記載しております。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年7月31日現在）

氏 名	地位・担当	重要な兼職の状況
林 博 文	代表取締役	KSM(株)代表取締役 ディクスホールディングス(株)取締役会長
内 野 権	取締役 管理本部長	ディクスホールディングス(株)代表取締役副社長
川 端 章 夫	取締役（監査等委員）	一般社団法人日本電子デバイス産業協会監事
小 山 史 夫	取締役（監査等委員）	(株)トード・エス・ポッシブル・ジャパン相談役
下稲葉 耕 治	取締役（監査等委員）	(株)CFBジャパン取締役 学校法人高野山学園理事 宗教法人高野山真言宗財務委員 (株)ウィルズ社外監査役

- (注) 1. 取締役川端章夫氏、小山史夫氏、下稲葉耕治氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員の小山史夫氏、下稲葉耕治氏は、それぞれ事業会社、金融機関における長年の経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役川端章夫氏、小山史夫氏、下稲葉耕治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員が経営における適法性、妥当性及び効率性について継続的・実効的な検証ができるよう、内部統制システム監査及び往査等、日常的な監査業務を行うとともに、経営会議等の業務執行に関する重要な社内会議に出席し、監査等委員会全体としての高度な情報収集力や内部監査部門との円滑な連携を担保するため、川端章夫氏を常勤の監査等委員として選定しています。
5. 当社は、監査等委員全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査等委員、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為である事を認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 取締役の報酬

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の監査等委員を除く取締役の報酬総額は、2021年10月28日開催の定時株主総会において決議された年額200百万円の限度内として、決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は2名（うち、社外取締役は0名）です。

個別報酬は、取締役会にて定めた「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」のもと、月例の固定金銭報酬のみとし、業界水準等の一般統計情報等を総合的に勘案して、代表取締役社長が取締役の職責、各期の業績、貢献度、在任年数等に応じた支給額を決定しております。これは、当社グループの経営に関する最高責任者である代表取締役社長が俯瞰的な観点からこれを行うのが相当であるとの理由によるものです。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、管理監督しております。

監査等委員である取締役の報酬総額は、2021年10月28日開催の定時株主総会において決議された年額36百万円の限度内として、常勤・非常勤による関与度等、当社の期待する役割・職務、当該監査等委員の有する専門性や知見を踏まえた上で、監査役協会から例年公表される監査等委員の報酬に関するデータも参考とし、監査等委員である取締役の協議により決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合している事や、監査等委員及び社外取締役からの意見が尊重されている事を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員報酬の内容

区 分	支給人数	支 給 額
取 締 役 (監査等委員を除く)	2人	70,740千円
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3人 (3)	9,600千円 (9,600)
合 計	5人	80,340千円

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役川端章夫氏は、一般社団法人日本電子デバイス産業協会監事であります。

なお、当該会社と当社との間に取引関係はありません。

社外取締役小山史夫氏は、株式会社トード・エス・ポッシブル・ジャパン相談役であります。なお、当該会社と当社との間に取引関係はありません。

社外取締役下稲葉耕治氏は、株式会社CFBジャパン取締役、学校法人高野山学園理事、宗教法人高野山真言宗財務委員、株式会社ウィルズ社外監査役であります。なお、当該会社と当社との間に取引関係はありません。

主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	川端 章夫	当事業年度において、取締役会は23回、監査等委員会は12回開催され、全ての取締役会、監査等委員会に出席しています。 取締役会と監査等委員会のいずれにおいても、事業会社での豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業経営に関する留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っています。
取締役 (監査等委員)	小山 史夫	当事業年度において、取締役会は23回、監査等委員会は12回開催され、全ての取締役会、監査等委員会に出席しています。 取締役会と監査等委員会のいずれにおいても、コンサルティング会社での決算早期化等のガバナンス改革やグローバル戦略立案等に関わる豊富な経験と幅広い見識に基づき、税務上の留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っています。
取締役 (監査等委員)	下稲葉 耕治	当事業年度において、取締役会は23回、監査等委員会は12回開催され、全ての取締役会、監査等委員会に出席しています。 取締役会と監査等委員会のいずれにおいても、IT業界や法務及び会計分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、税務上の留意点について専門的見地から助言するほか、他社事例を提示したり組織運営や人材育成に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っています。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
太陽有限責任監査法人

- (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,350 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,350 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等について検証を実施した上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をしております。

- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する事などにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じる事が合理的に予想される時は、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断した時、又は会計監査人を交代する事により当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断した時は、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

- (4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するための方針として、内部統制システム基本方針を定めております。

取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a.当社は、取締役及び使用人が法令、定款及び当社の企業理念を遵守することを企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定

款に適合するよう周知徹底しております。

- b.取締役会は、取締役会規程に基づき、これを定期的に開催し、経営の基本方針等を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督しております。
- c.取締役会は、取締役会規程、職務権限規程及びその他の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び使用人は法令、定款及び当社規程に従い、業務を執行しております。
- d.監査等委員会もしくは監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。
- e.内部監査室は、内部監査規程に基づき、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果を代表取締役に報告しております。
- f.コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範として「リスク・コンプライアンス規程」を定め周知徹底を図るとともに、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持、意識の向上に努めております。
- g.法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、内部通報制度を整備しております。また、当該制度に基づき報告した者が不利益な取扱いを受けないこと等について「内部通報規程」にて明文化し、適正に対応することとしております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社においては、取締役の職務執行に係る情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書(電磁的記録を含む。)として記録し、「文書管理規程」等の社内規程に基づき保存及び管理する体制としております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するように努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる体制としております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、原則として毎月1回開催の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を行い、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。

また、取締役会の意思決定に基づく業務執行については、社内規程において職務分掌及び責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する体制としております。

⑤当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの経営管理については、「関係会社管理規程」を制定し、それに準拠しております。内部監査室は、当社グループの経営状況等を監査し、問題があると認めた場合には、当社グループの取締役会、監査等委員会に報告するものとしております。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の

実効性の確保に関する事項

取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くこととしております。

なお、当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保することとしております。

- ⑦取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、当社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼす恐れのある事項を発見した時は、その内容について直ちに監査等委員会に報告しなければならないこととしております。

また、監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止することとしております。

- ⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.監査等委員は、代表取締役及び会計監査人と定期的な会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換することとしております。

b.重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査等委員は取締役会の他、重要な会議に出席でき、また、監査等委員会から要求のあった文書等は、随時提供することとしております。

c.監査等委員が、その職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

- ⑨財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備しております。

- ⑩反社会的勢力との関係を遮断するための体制

a.当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)との関係を一切遮断しております。

b.当社は、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行っております。

- ・反社会的勢力対応部署の設置
- ・外部専門機関との連携体制の確立
- ・「反社会的勢力等排除規程」等の社内規程の制定
- ・暴力団排除条項の導入
- ・公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに賛助会員として加入
- ・公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入
- ・その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システム基本方針に基づき、適切な運営を行っております。

この実効性は、定期的に内部監査室が評価し、結果を代表取締役へ報告し、会計監査人、監査等委員会及び内部監査室による三様監査を定期的に行い、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、内部留保の適正化を当面の課題として、今期は剰余金の配当はしない方針です。

今後は、利益の確保により早期に剰余金水準の適正化をはかり、株主に還元していく方針であります。

毎事業年度における剰余金の配当については、第2四半期末日を基準日とする中間配当と、期末配当の年2回とし、それぞれの決定機関は取締役会の決議をもって行うことができる旨、定款に定めております。ただし、当面は、原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしています。

連結貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 8,996,315】	【流動負債】	【 5,372,596】
現金及び預金	4,071,681	買掛金	2,416,503
受取手形、売掛金及び契約資産	4,235,516	短期借入金	500,000
商品及び製品	85	1年内返済予定の長期借入金	277,462
仕掛品	94,979	未払金	376,488
原材料及び貯蔵品	2,464	未払費用	642,543
前払費用	342,526	契約負債	116,594
その他	280,815	リース債務	27,110
貸倒引当金	△31,754	未払法人税等	372,873
		預り金	165,290
		賞与引当金	132,672
		その他	345,058
【固定資産】	【 4,634,877】	【固定負債】	【 1,655,686】
(有形固定資産)	(878,944)	長期借入金	947,461
建物	699,348	役員退職慰労引当金	77,806
工具、器具及び備品	222,905	退職給付に係る負債	114,099
リース資産	128,470	リース債務	56,885
その他	139,451	資産除去債務	246,964
減価償却累計額	△311,231	その他	212,470
(無形固定資産)	(1,182,100)	負債の部計	7,028,283
のれん	804,954	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	11,003	【株主資本】	【 6,160,716】
ソフトウェア仮勘定	366,143	[資本金]	[60,634]
その他	0	[資本剰余金]	[1,951,650]
(投資その他の資産)	(2,573,833)	[利益剰余金]	[4,148,755]
投資有価証券	1,483,228	[自己株式]	[△323]
関係会社株式	50,000	【その他の包括利益累計額】	【 △1,690】
関係会社長期貸付金	150,000	その他有価証券評価差額金	△1,690
繰延税金資産	232,822	【新株予約権】	【 70】
敷金及び保証金	376,607	【非支配株主持分】	【 443,812】
その他	281,173	純資産の部計	6,602,909
資産の部計	13,631,193	負債・純資産の部計	13,631,193

連結損益計算書
(2024年8月1日から2025年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売上高		33,551,838
【売上原価】		
売上原価		24,367,538
売上総利益		9,184,300
【販売費及び一般管理費】		6,997,847
営業利益		2,186,452
【営業外収益】		
受取利息	3,075	
受取配当金	14	
協賛金収入	25,300	
助成金収入	21,265	
保険解約返戻金	8,022	
その他の	8,661	66,339
【営業外費用】		
支払利息	28,777	
投資事業組合運用損	5,281	
その他の	1,245	35,303
経常利益		2,217,488
【特別損失】		
固定資産除却損	30,893	30,893
税金等調整前当期純利益		2,186,594
法人税、住民税及び事業税	708,185	
法人税等調整額	△39,455	668,730
当期純利益		1,517,864
非支配株主に帰属する当期純利益		150,164
親会社株主に帰属する当期純利益		1,367,699

連結株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	55,689	1,946,706	2,781,055	△323	4,783,128
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	4,944	4,944			9,888
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,367,699		1,367,699
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	4,944	4,944	1,367,699	－	1,377,588
当期末残高	60,634	1,951,650	4,148,755	△323	6,160,716

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	46	46	138	293,537	5,076,850
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					9,888
親会社株主に 帰属する当期純利益					1,367,699
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△1,737	△1,737	△68	150,275	148,470
当期変動額合計	△1,737	△1,737	△68	150,275	1,526,058
当期末残高	△1,690	△1,690	70	443,812	6,602,909

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数

7社

連結子会社の名称

ディクスホールディングス株式会社
日本ディクス株式会社
株式会社 i T パートナース
株式会社エヌステージ
株式会社ヴィータ
KOZOCOM株式会社
KOZOCOM VIETNAM CO.,LTD.

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数

2社

非連結子会社の名称

INTLOOP Strategy株式会社
INTLOOP Project Management株式会社

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

持分法非適用会社の数

3社

持分法非適用会社の名称

INTLOOP Strategy株式会社
INTLOOP Project Management株式会社
食共創パートナーズ株式会社

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、過半数超の株式取得によりKOZOCOM株式会社、KOZOCOM VIETNAM CO.,LTD.を連結の範囲に含めております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

3月31日を決算日とする連結子会社 5社

- ・ディクスホールディングス株式会社
- ・日本ディクス株式会社
- ・株式会社 i T パートナース
- ・株式会社エヌステージ
- ・株式会社ヴィータ

12月31日を決算日とする連結子会社 2社

- ・KOZOCOM株式会社
- ・KOZOCOM VIETNAM CO.,LTD.

連結計算書類の作成にあたっては、3月31日を決算日とする連結子会社 5社、12月31日を決算日とする連結子会社 2社は、6月30日現在の連結計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

- a. 関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- b. その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品及び製品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基
- 仕掛品 づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- 原材料及び貯蔵品

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～39年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
のれんは、投資効果の発現する期間(5～10年)を見積り、定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用了簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 役務提供

顧客との準委任契約や派遣契約に基づき、コンサルティング等のサービス提供を行っております。顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると判断し、一定の期間にわたり、各月において充足した履行義務に対応する収益を認識しております。

② 受注制作のソフトウェア開発

顧客との請負契約に基づき、ソフトウェアの受注制作を行っております。一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
232,822千円
2. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、要件に戻付き企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。
3. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
当社グループは、繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき過年度の納税状況及び将来の業績予測等を総合的に勘案し、回収が見込まれる繰延税金資産を見積っております。前述の判断を行うにあたって、「当連結会計年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」という仮定を置いており、当該仮定が主要な仮定に該当します。当該仮定を設定するにあたっては、市場環境の変化の有無等を考慮しております。
4. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
当該仮定に変化が生じた場合には、前述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税金資産の回収可能額の見積もりが減少し、その結果、親会社株主に帰属する当期純利益にマイナスの影響を生じる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産
該当事項はありません。
2. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
受取手形	3,575 千円	－ 千円
電子記録債権	－ //	8,228 //
売掛金	3,453,014	4,072,362
契約資産	96,908 //	154,926 //
計	3,553,498 //	4,235,516 //

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,655,210	26,760	－	4,681,970

(注) 1. 増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加26,760株であります。

2. 当社は、2025年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高 (千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
ストック・オプションとしての第1回新株予約権	普通株式	42,900	－	17,550	25,350	－
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	普通株式	15,500	－	7,750	7,750	62
ストック・オプションとしての第3回新株予約権	普通株式	2,000	－	710	1,290	－
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	普通株式	1,750	－	750	1,000	8
合計		62,150	－	26,760	35,390	70

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 当社は、2025年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 35,390株

(注) 当社は、2025年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針であります。

資金調達については、必要な資金は金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、外貨建て預金を保有しているため、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券、関係会社株式は発行会社の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は賃貸借契約に伴う敷金であり、取引先企業の信用リスクに晒されております。買掛金、未払金、未払費用、預り金は全てが1年以内の支払期日であります。借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券、関係会社株式は、定期的に出資先企業の財務状況等を把握し、出資先企業との関係を勘案して保有状況の見直しを継続的に行っております。

②資金調達に係る流動性リスク(返済期日に返済できなくなるリスク)の管理

当社グループは、管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の時価に関する概要

2025年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	31,748	31,748	—
敷金及び保証金	376,607	356,613	△19,994
資産計	408,356	388,362	△19,994
長期借入金（1年内返済長期借入金含む）	1,224,923	1,222,216	△2,706
リース債務（1年内返済リース債務含む）	83,995	82,830	△1,164
負債計	1,308,918	1,305,047	△3,871

(注1)現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表 計上額(千円)	備考
非上場株式	1,269,400	
出資金	232,079	(注3)
合計	1,501,480	

(注3)連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。当該出資の連結貸借対照表計上額は232,079千円であります。

(2) 金銭債権の決算日後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,071,681	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	4,235,516	—	—	—
合計	8,307,198	—	—	—

(3) 短期借入金、長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	500,000	—	—	—	—	—
長期借入金	277,462	202,668	164,488	149,034	123,996	307,275
リース債務	27,110	22,381	18,998	13,973	1,532	—
合計	804,572	225,049	183,486	163,007	125,528	307,275

※長期借入金には1年内返済長期借入金、リース債務には1年内返済リース債務を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

※時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	31,748	—	—	31,748
合計	31,748	—	—	31,748

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	356,613	—	356,613
合計	—	356,613	—	356,613
長期借入金	—	1,222,216	—	1,222,216
リース債務	—	82,830	—	82,830
合計	—	1,305,047	—	1,305,047

投資有価証券

株式は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。当該上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

主として事務所の賃貸借契約時に差し入れている敷金であり、平均入居年数を見積り、国債等のリスクフリーレートを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
なお、長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近

似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

リース債務
リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

一時点で移転される財又はサービス	3,176,455千円
一定期間にわたり移転される財又はサービス	30,375,383千円
顧客との契約から生じる収益	33,551,838千円
その他の収益	－千円
外部顧客への売上高	33,551,838千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 5. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	3,456,589千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	4,080,590千円
契約資産 (期首残高)	96,908千円
契約資産 (期末残高)	154,926千円
契約負債 (期首残高)	22,330千円
契約負債 (期末残高)	116,594千円

(注) 契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った前受金に関連するものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格
当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産 657円75銭
- 2. 1株当たり当期純利益 146円49銭

(注) 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり純資産」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年8月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割します。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	4,681,970株
株式分割により増加する株式数	4,681,970株
株式分割後の発行済株式総数	9,363,940株
株式分割後の発行可能株式総数	32,000,000株

(注)上記の発行済株式総数は、2025年7月31日現在の情報に基づいて記載しておりますが、株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使等により株式数が増加する可能性があります。

③ 分割の日程

基準日公告日	2025年8月14日
基準日	2025年8月31日
効力発生日	2025年9月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

⑤ 資本金の額の変更

今回の株式分割に関しまして、資本金の額の変更はありません。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を変更するものとします。

② 変更の内容（下線部分に変更箇所を示しています。）

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 16,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>32,000,000株</u> とする。

③ 日程

効力発生日	2025年9月1日
-------	-----------

貸 借 対 照 表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 5,992,545】	【流動負債】	【 3,880,682】
現金及び預金	2,431,961	買掛金	2,109,146
売掛金	3,159,324	短期借入金	200,000
仕掛品	3,080	1年内返済予定の長期借入金	187,992
前払費用	277,006	未払金	372,280
その他	148,921	未払費用	206,986
貸倒引当金	△27,748	未払法人税等	382,479
		契約負債	77,978
		預り金	106,183
		その他	237,635
		【固定負債】	【 911,075】
【固定資産】	(4,799,966)	長期借入金	693,272
(有形固定資産)	654,744	資産除去債務	217,803
建物	549,070	負債の部計	4,791,758
工具、器具及び備品	65,783	純資産の部	
その他	72,536	【株主資本】	【 6,002,576】
減価償却累計額	△32,646	[資本金]	[60,634]
(無形固定資産)	(372,285)	[資本剰余金]	[1,951,650]
ソフトウェア仮勘定	366,143	資本準備金	15,142
その他	6,142	その他資本剰余金	1,936,508
(投資その他の資産)	(3,772,936)	[利益剰余金]	[3,990,614]
投資有価証券	908,411	(その他利益剰余金)	(3,990,614)
出資金	1,510	繰越利益剰余金	3,990,614
関係会社株式	2,118,333	[自己株式]	[△323]
関係会社長期貸付金	361,500	【評価・換算差額等】	【 △1,892】
繰延税金資産	100,276	その他有価証券評価差額金	△1,892
敷金及び保証金	279,022	【新株予約権】	【 70】
その他	3,882	純資産の部計	6,000,753
資産の部計	10,792,511	負債・純資産の部計	10,792,511

損 益 計 算 書
(2024年8月1日から2025年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売 上 高】		
売 上 高		25,524,344
【売 上 原 価】		
売 上 原 価		18,153,901
売 上 総 利 益		7,370,442
【販売費及び一般管理費】		5,650,795
営 業 利 益		1,719,647
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	2,585	
協 賛 金 収 入	27,436	
助 成 金 収 入	4,051	
そ の 他	6,087	40,159
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	10,425	
投資事業組合運用損	4,726	
そ の 他	270	15,422
経 常 利 益		1,744,385
【特 別 損 失】		
固 定 資 産 除 却 損	28,009	28,009
税引前当期純利益		1,716,375
法人税、住民税及び事業税	570,142	
法 人 税 等 調 整 額	△65,122	505,019
当 期 純 利 益		1,211,355

株主資本等変動計算書
(2024年8月1日から2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	55,689	10,198	1,936,508	1,946,706	2,779,258	2,779,258	△323	4,781,331
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	4,944	4,944		4,944				9,888
当期純利益					1,211,355	1,211,355		1,211,355
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	4,944	4,944	－	4,944	1,211,355	1,211,355	－	1,221,244
当期末残高	60,634	15,142	1,936,508	1,951,650	3,990,614	3,990,614	△323	6,002,576

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	－	－	138	4,781,469
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				9,888
当期純利益				1,211,355
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△1,892	△1,892	△68	△1,960
当期変動額合計	△1,892	△1,892	△68	1,219,283
当期末残高	△1,892	△1,892	70	6,000,753

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年
工具、器具及び備品	3～15年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 役務提供

顧客との準委任契約や派遣契約に基づき、コンサルティング等のサービス提供を行っ

ております。顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると判断し、一定の期間にわたり、各月において充足した履行義務に対応する収益を認識しております。

(2) 受注制作のソフトウェア開発

顧客との請負契約に基づき、ソフトウェアの受注制作を行っております。一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりです。

短期金銭債権	10,982千円
短期金銭債務	52,009 //

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高	112,096千円
仕入高	69,734 //
営業費用	332,372 //
営業取引以外の取引高	1,800 //

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	67	—	—	67

(注)当社は、2025年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	40,031千円
関係会社出資金評価損	11,305 //
フリーレント損金否認	32,875 //
その他	16,064 //
繰延税金資産小計	100,276千円
評価性引当額	— //
繰延税金資産合計	100,276千円

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。なお、この変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社等

属性	会社等の 名称又は 氏名	議決権 等の 所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	INTLOOP Strategy 株式会社	100.0 %	役務の提供 資金の援助	経営指導等(注1) 資金の貸付(注2)	304,143 50,000	未払金 関係会社 長期貸付金	25,939 150,000
子 会 社	DICS Holdings 株式会社	58.3 %	役務の提供	売上高(注1) 仕入高(注1) 営業費用(注1) 協賛金受取(注1)	112,096 69,734 28,229 1,800	売掛金 買掛金 未払金	10,982 24,376 1,694
子 会 社	KOZOCOM 株式会社	100.0 %	資金の援助	資金の貸付(注2)	211,500	関係会社 長期貸付金	211,500

(注1)経営指導、売上高、仕入高、営業費用は、業務内容を勘案し双方協議の上、合理的に決定しております。取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2)子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は5年としております。なお、担保は受け入れておりません。

2. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額 640円84銭

2. 1株当たりの当期純利益 129円74銭

(注)当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2025年10月29日開催の定時株主総会については、「1株当たりの純資産額」及び「1株当たり配当金額」は、当該株式分割後の金額を記載しております。

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表「(重要な後発事象に関する注記)」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月1日

I N T L O O P 株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人	
東京事務所	
指定有限責任社員	公認会計士 石 上 卓 哉
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 篠 田 友 彦
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、I N T L O O P 株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I N T L O O P 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月1日

I N T L O O P 株式会社
取締役会 御中太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 石 上 卓 哉
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 篠 田 友 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、I N T L O O P 株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月1日

INTLOOP株式会社 監査等委員会
 常勤監査等委員（社外取締役）川 端 章 夫 ㊞
 監査等委員（社外取締役）小 山 史 夫 ㊞
 監査等委員（社外取締役）下稲葉 耕 治 ㊞
 以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー9F

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom C



交通ご案内

- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」西改札直結
- 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」5番出口より徒歩6分
- 東京メトロ南北線・銀座線「溜池山王駅」13番出口より徒歩8分
- 東京メトロ日比谷線「神谷町駅」4b出口より徒歩10分